

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

冬本番、暖房器具を安全に使うために ～こんな事故から身を守る～

- 石油ストーブ▶ タンクから漏れた灯油の着火。ガソリンを灯油と間違えて火災。
- 電気ストーブ▶ 布団がヒーターに触れて発火。
- 電気カーペット▶ 折り畳んでいた部分から発火。
- 電気こたつ▶ こたつ布団が焦げた。
- ガスファンヒーター▶ 誤ったガスホースで出火。
- 湯たんぽ▶ 就寝中に低温火傷。

【長期間の使用による経年劣化の事故】

家庭用電気製品や燃焼機器などは、長期間使用しているうちに、熱、湿気、ほこりなどの影響により、部品が劣化し、発煙・発火に至るおそれがあります。

nite独立行政法人製品評価技術基盤機構より
(ナイト) <http://www.nite.go.jp/>

無料

消費者講座

2014年からスタートするNISA。
「株や投資信託などの運用益や配当金を一定額非課税にする制度」です。

NISA(ニーサ)で行う投資とは！ ～おさえないポイントと留意点～

- 【と き】平成26年1月29日(水)午後1時半～3時半
- 【と ころ】区役所庁舎131会議室(13階)
- 【対 象】区内在住・在勤・在学の方
- 【定 員】先着30名
- 【申 込】1月14日(火)午前9時から
電話ですみだ消費者センターへ
☎5608-1516

受付
午後1時～





消費者センター相談窓口から

コインパーキングで高額料金！

「料金表示」に関するトラブルが増えています。

【相談事例】

事例 「一日最大 1,500 円」のコインパーキングに 2 日間駐車した。3,000 円だと思って精算したところ 3,000 円ではなく高額な料金になっていた。駐車場の管理業者に問合せをしたら「“当日の 24 時を過ぎると 1 時間毎に 600 円が加算される”と看板に書いてある」と言われた。

事例 休日にコインパーキングに駐車したが、看板に書いてあった駐車料金ではなく高額だった。管理業者に問合せをしたら「あなたが見ているのは平日料金で、休日は駐車料金が違う。休日料金についても看板に書いてあるはずだ。」と言われた。

【アドバイス】

コインパーキングの看板表示に用いられている「一日最大」の「一日」は、
A 駐車後 24 時間を指す場合 **B** 入庫当日の 24 時までを一日とする場合があります。どちらも「一日」を過ぎると「一時間毎 円」という料金になることが多くあります。

「事例」の場合の「一日」は、**B** のことを示していたものです。

また「事例」のように平日や休日、イベント開催日など様々な要因によって料金体系が変わるといった細かい条件がついている場合もあり、利用者にとって理解しにくい部分があります。

コインパーキングを利用する際には、看板に大きく表示されている内容だけで利用を決めるのではなく、駐車場に入れる前に、看板・入口・精算機付近の詳細案内を読み、料金やその他の利用条件について確認してから利用しましょう。

料金について書かれていない場合は、不当表示の可能性もありますので、消費者センターにご相談ください。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3 出口徒歩 3 分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩 7 分

